その他の者	
職員	九立方メートル
配偶者	九立方メートル
子（一人につき）	一・五立方メートル
家財の運送単位を重量により算出する場合	
在外公館長	
職員	五四〇キログラム
配偶者	三六〇キログラム
子（一人につき）	六〇キログラム
その他の者	
職員	三六〇キログラム
配偶者	三六〇キログラム
子（一人につき）	六〇キログラム

別表第五　死亡手当（第十八条関係）

区分	死亡手当
全ての者	九三〇、〇〇〇円

別表第六　請求書に添付する資料（第二十四条関係）

区分		添付する資料
一　鉄道賃	令第五条第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	令第五条第一項第二号から第六号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（急行料金にあつては、支出官等が必要と認める場合に限る。）
二　船賃	令第六条第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	令第六条第一項第二号から第五号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
三　航空賃	令第七条第一項第一号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料

［新設］

別表第三

第一　第七条第一項第一号に規定する旅費請求書に添附すべき資料

一　法第三十二条第一号、第二号若しくは第三号に規定する運賃、法第三十三条第一号若しくは第二号に規定する運賃又は法第三十四条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
二　法第十七条第一項第四号に規定する寝台料金、法第三十二条第四号に規定する運賃若しくは同条第五号に規定する急行料金若しくは寝台料金、法第三十三条第三号に規定する運賃若しくは同条第四号に規定する寝台料金又は法第三十四条第一項第四号に規定する運賃	公務上の必要を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
三　法第十八条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る資料
四　法第十九条第一項但書に規定する車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
五　法第三十四条第二項に規定する車賃	その支払を証明するに足る資料
六　法第二十八条第一項第二号（法第四十三条において準用する場合を含む。）に規定する鉄道賃、船賃又は車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料
七　法第二十条第二項（法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による宿	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料